

件名 : Providence資金 援助(慈善ケア/割引支払い)ポリシーー カリフォルニア州	ポリシー番号 : PSJH RCM 002 CA	
担当部署 : 収益サイクル管理部	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 改訂版 <input type="checkbox"/> 見直し済み	日付 : 2025年1月1日
エグゼクティブ・スポンサー : SVP 最高収益サイクル責任者	ポリシー・オーナー : AVP 資金面の相談	
承認者 : SVP最高収益サイクル責任者	制定日 : 2025年1月27日	

Providenceは、全ての人、特に貧困層や弱い立場にある人々にサービスを提供するという使命に専心するカトリック協会の非営利の医療機関です。Providenceは、医療を受けることは全ての人が持つべき権利だと考えています。Providenceは、医療費を支払う余裕がなくても、地域の誰もが緊急で医学上必要な医療サービスを確実に利用できるようにしています。

範囲 :

本ポリシーは、カルifornia州の全てのProvidence病院 (以下、「Providence」) に適用されます。それは、全ての緊急、至急およびその他の医学上必要なサービス(ただし、実験的、研究的、美学的もしくは美容的ケアまたは患者もしくは医師の便宜のためのケアを除く) ('適格サービス'の定義において定義されたもの) を対象としています。本ポリシーの対象となるProvidence病院のリストは、別紙Aに記載されています。当方が本ポリシーにおいて「病院」または「施設」という用語を使用する場合は、別紙Aに記載された施設の範囲を指します。

本ポリシーは、修正された1986年内国歳入法セクション 501(r)、カルifornia州安全衛生法 (セクション 127400~127446) に概説された病院の公正料金設定方針、およびカルifornia規制法の第22章§96051 ~96051.37に準拠して解釈されるものとします。本ポリシーが法律と矛盾する場合は、法律に従います。

目的 :

本ポリシーの目的は、Providence病院が提供する適格サービスに対して全額または一部を支払う余裕のない適格な個人に対する資金援助の提供について、矛盾のない公平な無差別の方法 ('慈善ケア'または'割引支払い'とも呼ばれる) の存在を保証することです。

本ポリシーは、全ての適用法に準拠することを目的としています。これは、カルifornia州の各Providence病院の公式の資金援助 (慈善ケア) ポリシー (FAP) および緊急医療ポリシーです。



責任者 :

収益サイクル部さらに、登録、入院、資金面の相談、患者サポートに関連する職務を遂行する適切なスタッフ全員は、本ポリシーに関する定期的なトレーニングを受けます。

ポリシー :

Providenceは、本ポリシーに定められた基準に従い、申請書を提出するか、または資金援助に適格と見なされる適格患者に、適格サービスを無償またはより低い費用で提供します。患者は適格となるために、本ポリシーに記載された適格性要件を満たす必要があります。本ポリシーの目的上、「患者」という用語は、患者だけでなく、保証人または責任がある当事者（すなわち、第三者によって支払われていない施設料金を患者に代わって支払う責任を負う個人）を指すためにも使用されます。

Providence病院の救急部門は、個人が資金援助に適格であるか否かに関わらず、救急部門の利用可能な能力に応じた救急医療状態（救急医療および労働法の意味の範囲内）のケアを提供します。

Providenceは、年齢、人種、肌の色、信条、民族、宗教、出身国、婚姻状況、性別、障害、退役軍人もしくは軍人の地位、またはそれらの組み合わせ、または資金援助の判定を行う際に連邦法、州法または地方法で禁止されているその他の基準に基づいて差別を行いません。性差別には、半陰陽の特徴、妊娠または関連疾患、性的指向、性同一性、および性の固定概念を含む性徴が含まれるが、これらに限定されません。

Providence病院の救急部門は、緊急医学的スクリーニング検査と安定化治療を提供するか、または適切な場合には、患者を別の病院に紹介し転送します。Providenceは、緊急医療の提供を妨げる債権回収活動の許可など、個人が緊急医療を受けることを思いとどまらせるような行為、入院慣行または方針を禁止しています。

ProvidenceのFAPの対象となる専門家のリスト : Providenceの各病院には、本ポリシーの対象となる、および対象とならない医師、医療グループまたは医療提供者のリストがあります。Providence California病院で患者に救急医療サービスを提供する救急室の医師は、無保険患者またはFPLの400%以下の高額医療費患者に割引を提供することがカリフォルニア州法により義務付けられています。Providenceの各病院は、コピーを要請する全ての患者にこのリストを提供します。医療提供者のリストは、オンラインのProvidenceのウェブサイトでも検索できます。 <https://www.providence.org/billing-support/help-paying-your-bill>.



資金援助の適格性要件： 無保険患者と保険加入患者の両方は、本ポリシーの要件を満たす場合、資金援助が受けられます。本ポリシーに従って与えられる資金援助は、患者に許容される給付金に関するその他の法律にも準拠することを目的としています。Providenceは、患者への請求前に、適格サービスの費用を補償し得る他の保険の有無を確認するために努力します。患者は、資金援助のための審査を受ける前に医療支援プログラムに申請する必要はないが、Providenceは、資金援助の適格性について患者を審査する際に、メディカルの適格性のための審査への参加を患者に要求できます。無保険患者は割引を受けることになります。資金援助調整に適格になる可能性がある請求書の種類には、自己負担、ネットワーク外の保険補償を有する患者に対する料金、ならびに保険加入患者に関連する共同保険、控除額および共同支払額が含まれますが、これらに限定されません。不良債権として請求された控除金額と共同保険金額は、資金援助の報告から除外されます。

資金援助を求める患者は、標準のProvidence資金援助申請書の全ての項目に記入することができる上、適格性はその時点またはProvidenceが経済的必要性を示す可能性がある患者の所得に関する情報を受け取った任意の時点の経済的必要性に基づきます。患者がアクセスできる請求エリア（登録カウンターなど）における患者の請求明細書上で、支払いに関する話し合いの際に口頭で通知することによってProvidenceのウェブサイト上で、および患者が入院または登録されるエリアおよび救急部門を含む入院・外来エリアの標識上で、入退院時に情報を提供することによって、資金援助の利用可能性について患者に知らせるために努力が払われます。また、Providenceは、患者が請求および支払いプロセスを理解するのに役立つ組織があること、ならびに資金援助の推定上の適格性に関する情報を患者に通知し、各組織のインターネットアドレスを患者に提示する通常の入院用紙に含めて記載します。Providenceは、資金援助の適格性を判定するために使用された情報の記録を保管します。Providenceは、要請に応じて本ポリシーの紙面コピーを患者に提供します。

Providenceはまた、患者が本ポリシーの後半で詳述する要件を満たしている場合、全ての項目が記入された資金援助申請書以外の方法による口座残高の慈善調整も特定の患者に承認します（「資金援助申請書なしの資金援助」を参照）。

資金援助の申請： 患者は、Providence施設において無料で入手可能な資金援助申請書を要請して提出できます。または退院時もしくは退院前に患者の財務サービススタッフに援助を要請することを伝えるか、郵送によるか、またはwww.providence.org/financialhelpのウェブサイトの閲覧により、同様にできます。人々の資金援助の申請は、本ポリシーに定められた資金援助基準を満たすことができるか否かを判定するために処理されます。



Providence施設は今までに、患者が資金援助申請書の全ての項目に記入し、Providence自体または政府が資金を提供する保険プログラムからの資金援助を受ける資格があるか否かを確認するのを支援できるスタッフを指名しています。質問に対処し、かつ資金援助申請書の全ての項目に記入することを支援するために、言語翻訳の支援もご利用いただけます。

患者は、要請された全ての証拠書類を含む、全ての項目が記入された資金援助申請書をいつでも提出できます。Providenceは、患者が最初の判定に達するためのProvidenceの合理的な努力に協力的であることを条件として、資金援助の適格性の最初の判定を待つ間、如何なる債権回収活動も一時停止します。

資金援助の適格性は、別紙Bに詳述された所得資格認定に従って判定できます。

個人の経済状況 : 患者の所得と支出は、患者の個人の経済状況を評価するために使用されます。さらに、Providenceは、メディケアの原価報告に対するメディケアサービスおよびメディケイドサービスの各センター(CMS)の要求に応じて資産に関連する情報を検討、収集し、これがメディケイド保険にも未加入のメディケアの患者に適用されます。Providenceは、銀行取引明細書やProvidenceの財務相談役が必要と考えるその他の情報を含む資産情報をそのような個人から収集する一方、当該資産の全てが最終裁定額に算入されるわけではありません。例えば、裁定額の計算では次の各項目は考慮されません。(A) 患者の金銭的資産のうち最初の10万ドル(該当する場合は家族の資産を含む)、および最初の10万ドルを超える患者の金銭的資産の50% (該当する場合は家族の資産を含む)、(B) 主たる住居の持分、(C) 内国歳入法に基づいて適格とされる退職年金制度もしくは繰延報酬制度または非適格繰延報酬制度、(D) 1台目の自動車および雇用または医療のために必要な場合には2台目の自動車、(E) 前払式埋葬契約または埋葬区画、ならびに(F) 額面金額が1万ドル以下の生命保険証券。期日前解約に対する違約金のある資産価値は、違約金が支払われた後の資産価値であるものとします。資産を確認するためのProvidenceから責任がある当事者への情報の要請は、個人資産の存在、利用可能性、価値を判定するために合理的に必要かつ容易に入手可能なものに限定され、無料または割引のケアへの申し込みを妨げるために使用されることはありません。重複した確認の書式は要請されません。所得の証拠書類は最近の給与明細書または所得税申告書に限定されます。Providenceは他の形式の所得の証拠書類を受理できますが、それらの他の形式は要求しません。慈善ケアまたは割引ケアのために患者を評価する際に病院が取得した所得・資産情報は、債権回収活動には使用されません。メディケア受給者ではない個人、またはメディケアとメディケイドの両方の保険に加入している個人については、資産情報は収集または評価されません。

所得資格認定 : FPLに基づく患者の所得は、資金援助の適格性を判定するために使用できます。詳細については別紙Bを参照してください。

適格性判定 : 患者は、全ての項目が記入された資金援助申請書と必要な証拠書類の提出から30日以内に、FAPの適格性判定の通知を受け取ります。その通知には、判定の根拠の説明が具体的に含まれます。申請が一旦受理されると、適格性の判定書が患者に送付されるまで、債権回収活動は保留になります。Providenceは、病院が不正確または信頼できないと合理的に考える情報に基づいて援助の適格性を判定しません。

紛争の解決 : 資金援助申請書への記入を完了した患者は、拒否の通知を受け取ってから 30日 以内に、関連する追加の証拠書類をProvidenceに提出することにより、資金援助不適格の判定に対して不服申し立てを行うことができます。患者は自らの不服申し立ての裏付けとして、関連する追加の証拠書類の提出が必要になる場合があります。Providenceは不服申し立ての審査を待つ間、如何なる債権回収活動も一時停止します。不服申し立ては全て審査され、審査の結果として拒否が確認された場合は必要に応じて、法律に従って通知書が患者および州保健省に送付されます。最終的な不服申し立て手続きは、Providenceによる拒否の受領から 10日以内に終了します。不服申し立ては、次の住所の資金援助の責任者に送付することができます。Providence Regional Business Office, P.O. Box 31001-3422, Pasadena, CA, 91110-3422, United States of America.

資金援助申請書なしの資金援助 : Providenceは、以下の状況で概説されているように、全ての項目が記入された資金援助申請書なしで、患者の口座残高に対する慈善調整を承認することができます。

- **推定上の判定 :** 当該判定は、別紙Bに記載された適格基準に従って、概算の世帯所得および世帯規模を含むがこれらに限定されない、公的に利用可能な財務記録またはその他の記録に基づいて支払能力を評価する、業界で認められた財務評価ツールを用いて推定に基づいて行われます。この審査に基づいて債務償却の対象となると 推定的に判定された患者については、別紙Bに示されているように、適格金額が債務償却されます。Providenceが資金援助に推定的に適格であると判定する前に支払いを行った患者は、以前に支払った金額の払い戻しの適格性の評価を受けるために、全ての項目が記入された資金援助申請書の提出を要求される場合があります。
- **公的援助プログラム :** 州のメディケイドというプログラムに参加している患者は、推定上の援助に対して適格です。メディケイドまたはその他の政府支援の低所得支援プログラムによって払戻不可能な適格サービスの料金から生じる患者の口座残高は、次の各項目に関連する適格サービスの払戻不可能な料金を含むが、これに限定されない全額慈善債務償却に適格となる場合があります。
 - 入院拒否
 - 入院治療日数の拒否
 - 対象外のサービス



- ・ 治療許可要請(TAR)の拒否
- ・ 保険補償の制限による拒否

州が資金を提供するFPL認定公的援助プログラム(例えば、CalFresh(連邦政府では補助栄養支援プログラムとして知られている)、CalWORKs(一時支援プログラム)、児童健康保険プログラム(CHIP)、女性・乳幼児・児童プログラム (WIC)、無料の昼食または朝食プログラム、および所得家庭のエネルギー支援プログラム)に参加している患者については、Providenceは、別紙Bに従って推定上の援助の適格性を判定するために、そのような参加をFPLまたは年間家計所得の証明と見なすことができます。

高額医療費：Providenceは、患者の年間家計所得および過去12ヶ月間のProvidence施設での総医療費が別紙Bに規定された要件を満たしている場合、患者の状況に基づいて、または高額医療費が発生した場合に、追加の支援を行うために、Providenceの裁量により資金援助を認めます。高額医療費の適格性の評価を受けるために、全ての項目が記入された資金援助申請書が必要です。

緊急時：国家または州の緊急事態の際には、高額医療費に対する支援とは別に、資金援助が利用できる場合があります。適格性の基準額および割引額は、当該緊急時にはProvidenceの裁量で設定されます。緊急時の資金援助適格性の評価を受けるために、全ての項目が記入された資金援助申請書が必要です。

適格性要件：Providenceは、患者またはその他の責任がある当事者が本ポリシーにおいて概説された要件を満たしていない場合、患者の資金援助申請書を拒否できます。Providenceは、州法に従い、資金援助申請書なしの資金援助判定のための適格性要件を課すことができます。これには、主な保険会社が払戻の請求を裁定するために必要な要請に患者が応じること、およびサービスの費用に対する潜在的な第三者の責任に関する情報を患者が提供することなどが含まれるが、これらに限定されない。患者は、全ての項目が記入された資金援助申請書なしで検討した情報に基づき、資金援助を受ける資格がない場合でも、資金援助申請書に従って必要な情報を提供し、本ポリシーに定められた資金援助の適格性および申請手続きに基づいて検討してもらいます。

資金援助に適格な全ての患者に対する請求額の制限：上記の資金援助カテゴリーの何れかに該当する患者は、以下に定義された総費用の通常請求金額(AGB)の割合を超えて請求されることはありません。

合理的な支払計画：資金援助の判定または申請に関係なく、全ての患者が支払計画を要請できます。この支払計画は、患者が資金援助申請書に記載された通常の生活費を除く、患者または家族の月間所得の10%を超えない月々の支払い（利息や延滞料を除く）を含みます。Providenceは、支払計画の実施時に、患者の医療貯蓄口座の利用可能性を考慮することができる。患者が90日間の間に支払うべきす



べての支払いを連續して行わなかった場合、支払計画は最早無効と宣言されることがあります。Providenceは、支払計画が最早無効と宣言する前に、支払計画が無効になる可能性があることを電話で患者に連絡し、書面で通知し、支払計画を再交渉する機会を与える合理的な試みを行う。Providenceは、支払計画を無効と宣言する前に、患者からの要請があれば、不履行の支払計画の条件を再交渉しようと努めます。

請求と債権回収 : 適格な資金援助の申請後に支払残額ある場合、その金額は債権回収対象になります。ただし、Providenceはメディケイドの患者に提供された適格サービスの金額を債権回収対象にしません。Providenceは債権回収対象の未払料金を債権回収代行業者に照会する前に、患者が本ポリシーに記載され通りに、推定上の援助を受ける資格があるか否かを判定するための事前審査を実施します。Providenceは債権回収活動の前に、公正債権回収慣行法に基づく患者の権利について、カリフォルニア州健康安全法§127430に基づいて要求される通知書を提供するか、または第三者の債権回収代行業者に提供するよう要求します。資金援助の適格性の最終判定を待つ間、未払残高の債権回収活動は停止します。個人が今までに、資金援助申請書を提出していない場合、Providenceは適用される州法およびProvidenceの請求・債権回収慣行に準拠した期間内に、推定上の判定の適格性について当該個人を審査します。推定上の判定に基づく資金援助は、別紙Bに定められた通りに提供されます。個人が資金援助の適格性の早期判定を希望する場合は、いつでも資金援助申請書を提出することができます。Providenceは、以下に定義されたように、臨時債権回収措置を講じないか、または債権回収代行業者が当該措置を講じることを許可しません。Providenceの請求および患者が支払うべき金額の債権回収方法については、Providenceのポリシーを参照してください。本ポリシーは、各Providence病院の登録デスクまたは以下のウェブサイトから無料で入手できます。 www.providence.org/billing-support/understand-bill.

患者への払い戻し : 患者が適格サービスに対して支払いを行い、その後、資金援助の申請に基づいて資金援助の適格性があることが判明した場合、FAP適格期間中に適格サービスに対して支払われた支払いのうち、支払義務を超えるものは、州および連邦の法令に従って払い戻されます。明確にするために、Providenceは、推定上の適格性判定に基づいて以前に支払われた金額を自動的に払い戻すことはありません。

年次見直し : 本ポリシーは、指定された収益サイクルの指示によって毎年見直されます。

例外 :

上記の範囲を参照してください。



定義：

本ポリシーには次の定義と要件が適用されます。

1. 連邦貧困レベル(FPL): FPLとは、米国保健福祉省が連邦登録簿で定期的に更新する貧困ガイドラインを意味する。
2. 通常請求金額(AGB): 健康保険加入患者に対する救急医療およびその他の医療上必要なケアの通常請求金額は、本ポリシーではAGBと呼ばれます。Providence Southern CaliforniaおよびProvidence Northern Californiaは、Providenceの各施設の適格サービスに対する総請求額に、メディケアまたはメディカルのいずれか大きい方で認められた請求額に基づく固定割合を乗じて、該当するAGB割合を判定します。Providenceの各施設で使用されるAGBの割合とその計算方法を詳述した情報シートは、次のウェブサイトを閲覧することにより入手できます。www.providence.org/opp、または1-866-747-2455に電話してコピーを要請します。
3. 適格サービス：適格サービスとは、Providence施設が提供する、資金援助に適格な緊急サービスまたは医学上必要なサービスを意味します。本ポリシーの目的上、医療上必要なサービスには、病気、傷害、健康状態もしくは疾病、または病気、健康状態もしくは疾病的症状を予防、診断または治療し、かつ医療の許容基準を満たすサービスが含まれます。美学、美容、実験、調査もしくは臨床研究プログラムの一部であるサービス、または患者もしくは医師の利便性を目的としたサービスは、医学上必要なサービスとは見なされません。
4. 臨時債権回収措置(ECA): ECAとは、法的もしくは司法的な手続きを必要とする行為、債務の第三者への売却を伴う行為、または信用調査会社や信用情報機関への不利な情報の報告を伴う行為と定義されています。この目的のために法的または司法的手続きを必要とする訴訟には、先取特権、不動産の差し押さえ、銀行口座またはその他の個人財産の差し押さえ、個人に対する民事訴訟の開始、個人の逮捕を引き起こす行為、個人を肉体に執着させる行為、そして給料の差し押さえが含まれます。
5. FAP適格期間：FAP適格期間は、(i) 病院サービスの場合は240日間、(ii) 診療所サービスの場合は90日間で、いずれの場合も患者はProvidenceに資金援助申請書を提出する必要があります。その適時は、退院後の最初の請求書が患者に提供された日から開始されます。請求書は、入院患者か外来患者かを問わず、患者が治療を受け、施設を退院した後に患者に提供される場合、「退院後」の請求書と見なされます。個別のFAP適格期間はケアエピソードごとに開始され、病院サービスの場合は240日間、診療所サービスの場合は90日間の期間が、最新のケアエピソードの退院後の最初の請求書から始まります。とは言え、Providenceはいつでも患者からの資金援助申請を受け付け、処理す



る裁量権を有します。

6. 高額医療費：高額医療費とは、病院公正料金設定方針（カリフォルニア州安全衛生法§127400(g)）で次のように定義されているものです。(1) Providence病院で個人が負担した年間自己負担額が、患者の現在の家計所得または過去12カ月間の家計所得の10%のいずれか低い方を超えた場合、(2) 患者または患者の家族が過去12カ月間に支払った医療費の証拠書類を患者が提出した場合、患者の家計所得の10%を超える年間自己負担額、または (3) 本ポリシーに従ってProvidence病院が判定した、より低いレベル。この定義の目的について、「自己負担額」とは、メディケアの自己負担金やメディカルの費用分担などの保険または健康保険プログラムによって払い戻しれない医療費を意味します。
7. 慈善ケア：カリフォルニア州安全衛生法§127400.5 (a) に定義された無料ケアを意味する。
8. 割引された支払または割引支払：カリフォルニア州安全衛生法§127400.5 (b) に定義されているように、減額されるが有料のケア料金を意味する。
9. 患者の家族：カリフォルニア州健康安全法§127400(h) に定義されている以下を含む：

患者が18歳以上の場合、家族には、配偶者、家庭内パートナーおよび21歳未満の扶養されている子どもが含まれます。但し、障害がある場合は、自宅に住んでいるかどうかにかかわらず、年齢を問いません。

患者が18歳未満の場合または18歳～20歳の扶養家族の場合、家族には両親、介護者の親族および親または介護者の親族、21歳未満の他の扶養家族含まれます。但し、障害のある場合は年齢を問いません。

参考文献：

内国歳入法セクション 501(r); 26 C.F.R. 1.501(r)(1) – 1.501(r)(7)
カリフォルニア州健康安全法セクション 127400 ~ 127446
22 カリフォルニア 規則コード§ 96051-96051.37
緊急医療および労働法 (EMTALA), 42 U.S.C. 1395dd
42 C.F.R. 482.55 および 413.89
アメリカ病院協会のチャリティガイドライン
カリフォルニア病院協会慈善ガイドライン
カトリック医療慈善事業ガイドラインに関するカリフォルニア同盟
無保険ガイドラインに対するProvidenceの取り組み
医療提供者償還マニュアル、パートI、第3章、セクション312

別紙A – 対象施設リスト

明確にするために、本ポリシーは、全ての対象施設の入院・外来部門および診療所にも適用されます。さらに、本ポリシーは、対象施設の従業員、およびProvidenceが過半数を所有または管理し、Providenceの名を有する非営利事業およびその各従業員にも適用されます。

南カリフォルニアのProvidence病院	
Providence Saint Joseph Medical Center	Providence Holy Cross Medical Center
Providence Little Company of Mary Medical Center San Pedro	Providence Saint John's Health Center
Providence Cedars-Sinai Tarzana Medical Center	Providence Little Company of Mary Medical Center Torrance
Providence St. Joseph Hospital Orange	Providence St. Jude Medical Center
Providence St. Mary Medical Center	Providence Mission Hospital Laguna Beach
Providence Mission Hospital Mission Viejo	

北カリフォルニアのProvidence病院	
Providence St. Joseph Hospital	Providence Redwood Memorial Hospital
Providence Santa Rosa Memorial Hospital	Providence Queen of the Valley Medical Center

NorCal Health Connect病院（複数）	
Petaluma Valley Hospital	Healdsburg Hospital

別紙 B - 南カリフォルニアのProvidence病院の所得資格認定

もしも…	そうであれば…
家族規模に応じて調整された年間家計所得は、現行のFPLガイドラインの300%以下です。	患者は、経済的に困窮していると判定され、適格サービスの患者負担額に対して慈善ケアの100%債務償却を受ける資格があります。
家族規模に応じて調整された家計所得は、現行のFPLガイドラインの301%から400%の間である。	患者は、適格サービスに対する患者負担額の元の料金から83%の割引を受ける「割引支払い」の資格があり、如何なる場合もAGBの金額を超えて請求されません。

<p>家族規模に応じて調整された年間家計所得がFPLの400%以下であり、かつ、患者が過去12ヶ月間に Providence病院で、適格サービスのために家族規模に応じて調整された年間家計所得の20%を超える総医療費を負担したことがある。</p>	<p>患者は、資金援助申請書の提出日現在における適格サービスの患者負担額の100%が債務償却される「高額医療費慈善ケア」に対する1回限りの承認を受ける資格があります。</p>
<p>患者は、本ポリシーに概説された全ての項目が記入された資金援助申請書を未提出でも、業界で認められた財務評価ツールによる分析で、家族規模に応じて調整された概算の世帯所得が現行のFPLガイドラインの300%以下であると推定される場合、</p>	<p>患者は、適格サービスの患者負担額に対する慈善ケアの100%債務償却を受ける資格があると推定されます。</p>

北カリフォルニアのProvidence病院と北カリフォルニアのNorCal Health Connect病院の所得資格認定

もしも...	そうであれば...
<p>家族規模に応じて調整された年間家計所得は、現行のFPLガイドラインの300%以下です。</p>	<p>患者は、経済的に困窮していると判定され、適格サービスの患者負担額に対して慈善ケアの100%債務償却を受ける資格があります。</p>
<p>家族規模に応じて調整された年間家計所得は、現行のFPLガイドラインの301%～400%です。</p>	<p>患者は、適格サービスに対する患者負担額の元の料金から87%の割引を受ける「割引支払い」の資格があり、如何なる場合もAGBの金額を超えて請求されません。</p>
<p>家族規模に応じて調整された年間家計所得がFPLの400%以下であり、かつ、患者が過去12ヶ月間に Providence病院で、適格サービスのために家族規模に応じて調整された年間家計所得の20%を超える総医療費を負担したことがある。</p>	<p>患者は、資金援助申請書が提出された日の時点で負っている適格サービスに対する患者負担額に対して高額医療費慈善ケアの100%の債務償却の一度限りの承認を受ける資格があります。</p>



患者は、本ポリシーに概説された全ての項目が記入された資金援助申請書を未提出でも、業界で認められた財務評価ツールによる分析で、家族規模に応じて調整された概算の世帯所得が現行のFPLガイドラインの300%以下であると推定される場合、

患者は、適格サービスの患者負担額に対する慈善ケアの100%債務償却を受ける資格があると推定されます。



状態

実施中

PolicyStat ID

13208769



開始	2019年10月	ポリシー・オーナー	Ryan Thompson:
最終承認時期	2023年2月		SVP 最高収益サイ
有効	2023年2月		クル責任者
最終改訂時期	2023年2月	ポリシー分野	収益サイクル
次回見直し時期	2028年2月	適用性	Providence Systemwide + PGC

PSJH-RCS-1603 患者不良債権業務

エグゼクティブ・スポンサー :	Gregory Hoffman, 最高財務責任者
ポリシー・オーナー :	Ryan Thompson, SVP, 最高収益責任者
連絡先担当者 :	Ryan Thompson, SVP, 最高収益責任者

範囲 :

本ポリシーは、確立された時間枠とプロセスに従って内部の債権回収活動が全額支払いに至らなかった患者の債務に適用されます。本ポリシーは、医療サービスを提供するProvidenceおよびその関連会社 [i] とその従業員(総称して「Providence」)に適用されます。本ポリシーは、Providence Health Plan (PHP) [ii] またはU.S.Family Health Plan (USFHP) には適用されません。

はい いいえ 本ポリシーはProvidence Global Center (PGC) の介護者に適用されますか?

これは経営レベルの方針であり、経営幹部による承認を検討するために、ポリシー諮問委員会(PAC)によって検討され、勧告されます。これには、社長、最高経営責任者または適切な代表者による最終的な承認を伴う執行理事会による審査が含まれます。

目的 :

Providenceは、すべての人々、特に貧しい人々や弱い立場にある人々に奉仕するという使命への確約、思いやり、尊厳、正義、卓越性、誠実さという基本的価値観、そして健康は人権であるという信念に導かれた非営利

の医療機関です。

本ポリシーの目的は次の通りです。

- A. メディケイド、メディケアの州および連邦の規制、内国歳入法501 (r) などの規制要件に、
Providenceおよび契約した不良債権回収機関が準拠していることを保証すること。
- B. Providenceが、不良債権を割り当てる前に、患者に資金援助を認識させるための合理的な努
力をすることを保証すること。
- C. Providenceが、口座を不良債権に割り当てる前に、資金援助の適格性について患者を審
査するために合理的な努力をすることを保証すること。

定義:

本ポリシーの目的のために、次の定義と要件が適用されます。

- A. **FAP(資金援助ポリシー)**は、州および地域の資金援助(慈善ケア)ポリシーによって補足および明確化されたProvidenceの慈善ケア/資金援助ポリシーであり、関連する規制要件に従って、適格な患者に無料または割引のサービスを提供します。
- B. **臨時債権回収措置(ECA)**は、法的または司法的な手続きを必要とする行為として定義されており、債権を他の当事者に売却したり、信用調査機関または信用調査所に不利な情報を報告したりします。この目的のために法的または司法的手続きを必要とするECAには、先取特権、不動産の差し押さえ、銀行口座またはその他の個人財産の差し押さえ、個人に対する民事訴訟の開始、個人の逮捕を引き起こす行為、個人を肉体に執着させる行為、そして給料の差し押さえが含まれます。
- 平易な言葉の要約**は、Providenceが入院・外来病院のサービスのためにFAPの下で資金援助を提供していることを伝えるための声明書であり、FAPの下でそのような声明に含まれることが要求される情報を含んでいます。
- D. **上位レベルの処理事項とされた患者の苦情**とは、患者が自分の口座の対応およびまたは処理に不満を持ち、より高いレベルの権限を有する者に苦情を解決してもらうように要求する状況です。

ポリシー：

Providenceは、患者債務の債権回収活動に関して可能な限り最良の経験を保証するために、不良債権の割当に対する一貫性のある質の高い取り組みを促進するために本ポリシーを策定しました。本ポリシーは、修正された内国歳入法セクション501(r)に準拠して解釈されるものとします。当該法律の規定と本ポリシーとの間に不一致がある場合には、当該法律が優先するものとします。

要件：

1. Providenceは債務を第三者に譲渡しない。PSJHは、患者の債務を不良債権回収代行業者に委託する権限を保持する。
2. 一般的に、審査過程中、患者の経済状態または保険もしくは資金援助の申請が審査中もしくは手続き中、または慈善ケアの公的支援資格の判定に対する不服申し立ての係属中は、口座が不良債権回収代行業者に割り当てられないことがない。Providenceは、不良債権回収代行業者に口座を開設する前に、規制要件およびProvidence FAPIに従って、患者に情報を提供し、患者の負債を回収し、慈善事業の適格性を審査するために合理的な努力をする。これには次のものが含まれます。
 - a. 資金援助が利用可能であることを患者に知らせるための目立つ書面による通知とともに、申請書、ポリシー、平易な言語による要約および翻訳サービス入手できる直接の電話番号およびウェブサイトのアドレスを記載し、その地域では非営利の相談サービスが利用可能である旨を記載します。
 - b. 情報の出し入れのプロセスの一部として、少なくとも1回出した後のコミュニケーションにより、Providence (FAP)の平易な言語の要約が利用可能であることを保証します。
 - c. ProvidenceのFAPに基づく資金援助のための口座の審査。
 - d. 口座が割り当てられる可能性のある不良債権回収代行業者が、メディケイドおよびメディケアの州および連邦の規則、ならびに501(r)の要件(州法で要求される場合がある債権回収代行業者としての免許を有することを含む)を遵守していること、および当該機関がECA(患者に対する法的措置の開始を含むがこれに限定されない)に関与しないことを保証します。
 - e. 口座が割り当てられる可能性のある不良債権回収代行業者に提供される全ての患者情報について、保護された医療情報(PHI)の適切な暗号化を保証します。

不良債権回収代行業者に口座を割り当てる前に、当該不良債権に関する特定の情報の通知を患者に送付すること(例えば、サービスの日付と請求書の金額)。カリフォルニア

ア州の患者の場合、当該通知には、債権回収活動に関する患者の権利の概要と不良債権回収代行業者の名前を含めなければならない。

3. Providenceの口座が割り当てられる不良債権回収代行業者に対する要件：

- a. 口座は、その口座が回収不能と見なされるまで、または発行から365日以内のいずれか早い方まで、主要な不良債権回収代行業者に残ります。回収不能と見なされた口座は、365日を超えないという条件で、月単位で返還されます。実施中の支払計画にある365日を超える口座は、解決まで不良債権回収代行業者に残る可能性があります。Providenceは、いつでも、いかなる理由でも、口座の回収を選択することができ、そのような口座を内部で解決するか、返還された口座を二次的または三次的な不良債権処理機関に置くことができます。
- b. 債権回収代行業者は、Fair Debt Collection Practices Act (FDCPA) 1、Telephone Consumer Protection Act (TCPA) 501 (r)、およびその他の適用可能な州または連邦の規制を含む、すべての適切な規制に従わなければならない。具体的には、州および連邦の規制に関して、同代行業者は次の各項目に対応します。
 - i. ECAが講じられていないことも保証する必要があります。
 - ii. 割り当て後に患者がFAP申請書を提出したことをProvidenceから通知された場合は、
債権回収活動を中断し、その後は口座に関するProvidenceの指示に従わなければならない。
 - iii. Providenceの口座で受けた患者の上位レベルの処理事項とされた苦情をPSJHに報告しなければならない。
 - iv. Providenceの明示的な承認なしに、口座を他の機関に再割り当てしてはならない。
- c. 不良債権回収代行業者が患者が破産を申請したことを確認した場合、同業者はProvidenceに通知しなければならない。
- d. 債権回収代行業者は不良債権を売却しません。
- e. 債権回収代行業者は次の各事項を行いません。(a) 患者または患者の家族もしくは財産に身体的危険を加えるために、力もしくは暴力を使用するか、または使用すると脅す、(b) 逮捕または刑事訴追を脅かすこと、(c) 裁判所の命令が必要な場合には、患者の財産を差し押さえ、差し押さえ、または売却すると脅迫すること、(d) 債務の性質または存在について患者の雇用者との連絡において、冒涜的、猥褻なまたは暴言的な言葉を

用いること、または (f) 債権回収関連の通信の真の目的を隠すこと。

4. 債権回収代行業者は、第三者の支払者が利用可能であるために残高が正しくないと判定された口座、または患者が慈善ケアまたは資金援助の資格がある口座を返還することに同意しなければならず、Providenceはこれを受け入れます。患者が口座で支払いを完了し、その後、資金援助基準を満たしていることが判明した場合、Providenceは適用される州法に従って患者または責任がある当事者に適切な金額を返金します。
5. Providenceと債権回収代行業者の何れも次の各項目を行いません。
 - a. 患者の医療債務に利息を課すこと。
 - b. 州法で禁止されている場合には、患者の子供または債務に金銭的責任を負わない他の家族の一員から患者の医療債務の債権回収を試みること。
 - c. 債権回収活動に、患者から提供された最近の給与明細または所得税申告書を使用すること。

参考文献 :

内国歳入法セクション 501(r); 26 C.F.R. 1.501(r) (1) – 1.501(r)

(7) 42 C.F.R. 482.55

47 U.S.C. §227 (TCPA)

PROV-FIN-519 公共医療サービスの割引

PROV-FIN-520 メディケアの不良債権

PSJH-MISS-100 慈善ケア-資金援助

州・地域 の資金援助(慈善ケア) 方針

添付書類 :

無

適用性

[1] 本ポリシーにおいて、「関連会社」とは、Providence St.Joseph Health (PSJH)、Providence Health&Services、St.Joseph Health System、Western HealthConnect、Kadlec、Covenant Health Network、

Grace Health System、Providence Global Center*、NorCal HealthConnectによって完全所有されているか、または支配されている非営利の事業、またはPSJHもしくはその関連会社によって過半数が所有されるか、または支配されている非営利の事業であり、Providence、Swedish Health Services、St.Joseph Health、Covenant Health、Grace Health System、KadlecまたはPacific Medical Centersの名称を有しています(医療グループ、在宅および地域ケアなどを含む)と定義されます。

*当社の海外の関連会社では、規制の違いにより、方針および/または手続きが異なる場合があります。



[?] 本ポリシーの目的として、「健康保険」とは、Providence Health Plan、Providence Plan Partners、Providence Health Assurance、Ayin Health Solutions, Inc、およびPerformance Health Technologies, Ltd.と定義されます。

すべての改訂日

2023年2月、2022年9月、2022年8月、2019年10月

承認署名

ステップの説明	承認者	日付
PSJH社長/CEO	Cynthia Johnston: 上級コンプライアンススペシャリスト	2023年2月
PSJH執行理事会	Cynthia Johnston: 上級コンプライアンススペシャリスト	
PSJHポリシー諮問委員会	Cynthia Johnston: 上級コンプライアンススペシャリスト	2023年2月

標準

本書に関連付けられている標準はありません